

議案第 29 号

勝山市都市公園条例の一部改正について

勝山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 29 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

都市公園における公園施設の建築面積の基準及び一部施設の使用料について特例を設けるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市都市公園条例の一部を改正する条例

勝山市都市公園条例(昭和57年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(公園施設の建築面積の基準の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 公募対象公園施設(都市公園法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。)である建築物を設ける場合の都市公園法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する都市公園法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |

3 第24条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の使用料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表中1
第7条第1項又は第3項の規定により許可を受けた場合の使用料
の表に定める金額の範囲内において定める額とする。

(管理の代行)

第24条 (略)

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第14条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。_____

別表(第14条関係)

2 都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の場合の使用料

| 占有の物件 | 単位 | 金額 |
|-------|-----------|--|
| 遊戯施設 | 1施設 1年につき | 当該公園施設の設置及び管理により得られた収入額(以下「収入額」という。)の10パーセント |
| 教養施設 | 1施設 1年につき | 収入額の10パーセント |
| 便益施設 | 1施設 1年につき | 収入額の5パーセント_____ |

備考

1 この算出方法により計算した使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第24条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の使用料については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表_____
_____に定める金額の範囲内において定める額とする。

(管理の代行)

第24条 (略)

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第14条に定める使用料は、指定管理者の収入とする。**ただし、福井県が設置する施設に係る使用料については、この限りでない。**

別表(第14条関係)

2 都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の場合の使用料

| 占有の物件 | 単位 | 金額 |
|-------|-----------|---|
| 遊戯施設 | 1施設 1年につき | 当該公園施設の設置及び管理により得られた収入額(以下「収入額」という。)の10パーセント |
| 教養施設 | 1施設 1年につき | 収入額の10パーセント |
| 便益施設 | 1施設 1年につき | 収入額の5パーセント。 ただし、宿泊施設については、収入額の1パーセントとする。 |

備考

1 この算出方法により計算した使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 占有物件の区分は、都市公園法施行令第5条第3項、第5項及び第6項の規定に定めるところによる。

2 占有物件の区分は、都市公園法施行令第5条第3項、第5項及び第6項の規定に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に許可を受けて占有しているものの使用料の額については、なお従前の例による。